

## 9月企画運営委員会次第

日 時 平成26年9月11日(木)14:30～  
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 県補助金等について
  - (2) 「保育の日前夜祭」について
  - (3) 平成26年度食育研修会の開催について
  - (4) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 14-06 14-8 14-9
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

閉 会

※10月企画運営委員会(予定)

平成26年10月16日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第1会議室

## 「保育の日前夜祭」(第37回) 開催要領(案)

- 1 趣 旨 「神奈川県保育の日」を翌日に控え、保育関係者が一堂に会し、この一年の保育功労受賞(章)者の皆様をお招きして祝賀を行なうとともに、日頃保育業務に専念されている方々のご労苦をねぎらい、保育事業のより一層の進展に資することを目的に開催する。
- 2 主 催 一般社団法人神奈川県保育会
- 3 日 時 平成26年12月5日(金) 17:30~20:00  
(受付 17:00~)
- 4 会 場 横浜ベイシェラトンホテル& Towers 4階 「浜風」  
横浜市西区北幸1-3-23 (横浜駅西口より徒歩約3分)  
(電話) 045(411)1111 (代)
- 5 招 待 (1) 神奈川県保育賞受賞決定者 (2) 叙勲・褒章受章者  
(3) 厚生労働大臣表彰受賞者 (4) 神奈川県県民功労者表彰受賞者
- 6 来 賓 (1) 神奈川県、神奈川県議会、神奈川県児童福祉審議会各代表者等  
(2) 神奈川県社会福祉協議会会長  
(3) 神奈川県社会福祉婦人懇話会会長  
(4) 神奈川県ゆりの会会長  
(5) 神奈川県保育士会会長  
(6) 神奈川県内保育士養成校学(校)長
- 7 参加者 保育園長、副園長、主任保育士、保育士等120名程度
- 8 内 容 (1) 受賞(章)者紹介、花束贈呈  
(2) 来賓祝辞、紹介  
(3) アトラクション  
(4) 会食・懇談
- 9 参加費 お一人 10,000円  
参加費は、当日持参か振込(替)でお願いいたします。  
振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
  - ・銀行振込 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262  
一般社団法人 神奈川県保育会理事長 萩原 敬三(ハギワラ ケイゾウ)
  - ・郵便振替 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

## 平成26年度保育所食育研修会開催要領（案）

1 目的 保育所における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要である。

保育の内容の一環として「食育」を位置付けているが、施設長の責任のもと、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員が協力し、保育所の創意工夫のもとに食育を推進していく方法をあらためて学ぶ機会とする。

2 日時 平成27年1月29日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

受付午後1時00分～

3 会場 神奈川県民ホール 6階大会議室  
横浜市 中区山下町3-1 TEL045-662-5901

4 対象 会員保育所勤務の調理担当、栄養士、園長等

5 定員 ①150名

6 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。 (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。
--

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262
---------------------------------

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 <small>はぎわらけいぞう</small> 萩原敬三
---

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会
-------------------------------------

8 申込方法 ①平成27年1月8日(木) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

### 9 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ  栄養士・フードコーディネーターの立場での「保育所の食育」について  フードコーディネーター・栄養士 森野 恵子氏 質疑・応答
16:30	閉 会

平成26年 月 日

保育園園（所）長 様

一般社団法人 神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

平成26年度保育所食育研修会の開催について(ご案内)

仲秋の候ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、参加する場合は、準備の都合もございますので、平成27年1月8日（木）までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成26年度保育所食育研修会

市・町・村 \_\_\_\_\_ 月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込 (替)		
実施日	1月29日 (木)		

平成26年8月28日

一般社団法人神奈川県保育会 御中

神奈川県保健福祉局保健医療部  
健康増進課長

平成26年度版 食育取組事例集の作成について（依頼）

本県の食育の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、地域で行われている様々な取組みを紹介し、各団体の食育推進の参考としていただくため、「食育取組事例集」の最新版を作成することになりました。

つきましては、様式「食育取組事例フォーマット」に、新たな取組み等を御記入のうえ、10月31日（金）までに、電子メール又はファクシミリで御回答くださるようお願いいたします。該当がない場合は、ご回答は不要です。

また、様式は電子メールでお送りすることができますので、必要な場合は、下記アドレスあて御連絡ください。

【留意事項】

次の点について御留意・御了解ください。

- 御提出いただく取組みは、1団体3つ程度までとします。
- 3つを超えて御提出いただいた場合、掲載する原稿を当課が選定する場合があります。
- 御提出いただいた原稿について、当課で編集する場合があります。
- 原稿の作成にあたっては、食育取組事例フォーマット留意事項及び昨年度の食育取組事例集を参照してください。

参考：平成25年度版 食育取組事例集はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6848/p21714.html>

※ 県トップページ→「かながわの食育」→「食育取組事例集」

送付先・問い合わせ先

健康づくりグループ 吉田

電話 045-210-1111 内線4782

ファクシミリ 045-210-8857

電子メール yoshida.j7f@pref.kanagawa.jp

# <食育取組事例フォーマット留意事項> 市町村名

## 取組名

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

## 実施団体名

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

## 取組内容

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

[取組事例 No.]は当方で記入します。  
市町村名欄は、取組が特定の市町村内に  
限定される場合は、当該市町村名を記入  
してください。  
限定されない場合は削除してください。

電子データで作成する場合、テキストボックス  
に原稿を入力してください。「XX」は消去して  
構いません。

フォント指定[HGS 創英角ゴシック UB]

- 取組名：原則 24 ポイント
- 団体名：原則 18 ポイント
- 取組内容、団体の紹介、団体連絡先  
：原則 12 ポイント

取組が印象に残るよう、積極的に画像を掲載し  
てください。

電子データで作成する場合、テキストボックス  
内に画像を貼り付けると、画像を自由に配置で  
きます。

## 団体の紹介

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

## 団体連絡先

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
住 所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
電 話 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX /ファクシミリ XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
メー ル XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
H P XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

# <食育取組事例フォーマット>

取組名

実施団体名

取組内容

団体の紹介

団体連絡先

住所  
電話  
メール  
HP

/ファクシミリ

平成 26 年 9 月 1 日

企画運営委員会委員各位

一般社団法人 神奈川県保育会  
理事長 萩原 敬三

第 58 回全国保育研究大会における「平成 26 年度全国保育協議会会長表彰」  
表彰決定および表彰式のご案内について

本会活動には日頃から多大なご協力を賜り深謝申し上げます。

さて、本会より全国保育協議会に対し表彰について推薦したところ、全国保育協議会表彰審査委員会にて審査の結果、貴殿の表彰が決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、来る標記大会において表彰が行われることとなりましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成 26 年 11 月 12 日 (水) 13:00 開会  
※第 58 回全国保育研究大会の初日開会後の式典にて表彰式を行います。

2. 会 場 「秋田県民会館」  
(秋田県秋田市千秋明德町 2-52)

3. 表彰式への出席について

表彰式への出席について、本会あてに 9 月 12 日 (金) までにご返答ください。

なお、ご出席の場合には、下記 4 の要領で「大会参加申込書」により㈱JTB 東北法人営業秋田支店あてにお申込みいただきますよう、お願いいたします。表彰式のみご参加の場合にも、必ず「大会参加申込書」による申込手續をお願いいたします。

4. 参加申込・参加費について

(1) 「大会参加申込書」(「参加・宿泊・交流会・昼食等のご案内」に添付)に必要事項をご記入のうえ、9 月 24 日 (水) までに㈱JTB 東北法人営業秋田支店あてにお送りください。

①「大会参加申込書」は会報「ぜんほきょう」6 月号に同封し各会員保育所に送付しています。お申し込みの際、必ず参加申込書の被表彰者欄に「○」をご記入ください。

なお、大会参加申込書の参加費の欄は、表彰式(1 日目)のみのご参加の場合は記入をせず、2 日目以降もご参加される場合は“¥15,000”に「○」をご記入ください。

※大会参加申込書をお持ちでない場合は、全国保育協議会ホームページからのダウンロードもしくは全国保育協議会事務局からお取り寄せください。

⇒全国保育協議会ホームページ URL: <http://www.zenhokyo.gr.jp>

⇒全国保育協議会 全国保育研究大会担当 TEL. 03-3581-6503

(2) 表彰式を含む大会 1 日目の会長表彰記念撮影までのご参加につきましては、参加費は不要です。2 日目以降もご参加される場合は、参加費 15,000 円が必要となります。



- (3) 旅費・宿泊費等の費用は表彰を受けられる方のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

## 5. 大会当日について

- (1) 10月17日(金)以降、全国保育協議会から、表彰盾の「引換券」が送付されます。大会当日は、大会参加券、表彰盾引換券等をお持ちになって、「表彰受付」にお越しください。

※代理人によるご出席、お受け取りはご遠慮いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 受付後は、会場内の指定席にお座りください。

- (3) 初日の全体会終了後(16:20頃)に、記念撮影をいたします。

※大会当日ご欠席の場合は、後日、表彰盾を都道府県・指定都市保育協議会会長よりお渡しいたします。

## 6. 本表彰にかかる個人情報保護の取扱いについて

### ○個人情報保護の取扱いについて

今般の表彰にあたる、貴殿の個人情報は、「個人情報の保護に関する方針(プライバシーポリシー)」に基づき適切に取り扱います。なお、当該個人情報は、表彰盾への氏名の記載、会長表彰名簿への記載等、本表彰事業にかかる目的で使用し、表彰実施にあたり、全国保育協議会および㈱JTB東北法人営業秋田支店と情報を共有します。

### ○会長表彰名簿の作成・配布について

表彰にあたり全国保育協議会では、会長表彰名簿を作成いたします。その際、①表彰を受けられる方の氏名、②所属保育所等名、③職名、④都道府県・指定都市名の4点を掲載いたします。

会長表彰名簿の配布先は、都道府県・指定都市保育協議会、表彰を受けられる方、全国保育研究大会参加者および大会の後援団体等関係者に配布します。

名簿への掲載を希望されない方は、表彰式への出欠連絡の際にその旨を貴殿の所属する「都道府県・指定都市保育協議会(保育組織)」までご連絡ください。

## 7. 問合せ連絡先

神奈川県保育会事務局

Tel 045-311-8754

Fax 045-311-1837

会長表彰名簿

連番	所属機関名	氏名	施設名	職名	電話番号	施設住所	表彰日	表彰内容
52	神奈川県	大林 敏子	大和市立若葉保育園	園長	242-0004	神奈川県大和市鶴間1-25-3	046-261-3603	046-283-9472
53	神奈川県	保住 みずみ	座間市立相模が丘東保育園	園長	252-0001	神奈川県座間市相模が丘5-12-36	042-743-2200	042-743-1891
54	神奈川県	高木 益代	愛川町立中津南保育園	園長	243-0303	神奈川県愛甲郡愛川町中津3893	046-286-0077	046-286-7988
55	神奈川県	萩原 敬三	大原保育園	理事長兼園長	259-1132	神奈川県伊勢原市桜台1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441
56	神奈川県	冨田 弘美	岩瀬保育園	主任保育士	247-0051	神奈川県鎌倉市岩瀬1526	0467-46-2629	0467-46-2882
57	神奈川県	野田 佐智子	おとぎ保育園	事務主任	252-1123	神奈川県綾瀬市早川3067-5	0467-76-3841	0467-76-3842

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆ 処遇改善加算、使途制限等のあり方等の検討が行われる ◆

～子ども・子育て会議、同基準検討部会 合同会議が開催される～

去る7月31日（木）、子ども・子育て会議（第17回）、同基準検討部会（第21回）の合同会議が開催されました。今回は、（1）処遇改善等加算、使途制限等のあり方について、（2）利用者負担について、（3）次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について、（4）その他（子育て支援員（仮称）について）について、意見が交わされました。

会議冒頭、7月23日付の読売新聞記事「認定こども園返上の動き」\*に関して、古渡委員（全国認定こども園協会）から、調査等の経緯について発言がありました。

**\*全国認定こども園協会が、新制度に関する緊急調査を実施。回答があった会員施設201園のうち、25%にあたる50園が「認定こども園をやめることを検討中」と回答した。**

他の委員からは、「現行より良くなる前提で議論されてきたはずであり、試算上の齟齬等でこうした判断をされているのであれば、事業者に対し丁寧な説明が必要」、「新制度に先行して取り組んでいる事業者が、いわゆる“ハシゴを外される”と認識しているなら、国が責任をもって説明するべき」等の発言がありました。

事務局からは、「現行制度の収入と公定価格仮単価の比較が適切ではないケースが散見され、地方単独事業等を含む、全体として整合をもった比較をお願いしたい」旨の説明がありました。

以下、議事概要を報告します。

(1)ー1 処遇改善等加算のあり方について

- 公定価格の仮単価については、「子ども・子育て会議（第15回）、同基準検討部会（第20回）／平成26年5月26日」で取りまとめられたところ。
- 処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップの必要性から「処遇改善等加算」を設け、職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算を実施することとされており、上記の加算に関する枠組み及び加算率の設定に関し、詳細な整理検討\*が必要であり、今般協議されたもの。

\*本件に係るこれまでの議論は、資料「公定価格・利用者負担の主な論点について」（「子ども・子育て会議基準検討部会（第19回）：平成26年4月23日」）P49-54を参照。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/b\\_19/pdf/ref3.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/b_19/pdf/ref3.pdf)

- 現行制度における対応や他の制度の対応も踏まえ、以下6つの個別論点が提示され検討された。

**【個別論点①】加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象**

- 以下の施設・事業について、勤続年数の通算対象とするかが議論され、事務局提案に対し、委員からは多くの賛同の声があった。

- 現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費で勤続年数の通算対象とする施設・事業は、「児童福祉施設や老人福祉施設等社会福祉施設、認定こども園、病院等での看護師等」
- 新制度の公定価格の設定に当たって求められる、現行の対象施設以外の施設・事業
  - ①幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業
  - ②保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設
  - ③小学校等の教育施設
- 指導・監督等を通じて地方自治体が責任を負っていると評価される以下の施設・事業
  - ①地方単独事業による認可外保育施設
  - ②放課後児童クラブや病児・病後児保育等の市町村事業
  - ③障害児通所支援事業等のうち施設を必要としないもの
- 定期的な立入調査等の指導監督を受けている施設  
指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設、幼稚園併設の認可外保育施設

※各施設・事業において前歴（職歴）の証明（在職証明等）に関する資料、書類の提出を求める。

**【個別論点②】 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応**

- 以下の観点を中心に、対応パターンが2つ示された。本日の会議ではいずれかの方向性にも決定されていないが、長く働くことができるよう、10年以上の場合へ対応が図られるようとの意見が挙げられた。

- 現行…施設の平均勤続年数が10年以上になると、加算率が12%で「頭打ち」。
- 平均勤続年数…全職種平均11.8年、保育士7.8年、幼稚園教諭7.4年  
→「長く働くことができる職場」の構築のため、平均勤続年数を延ばしていくことが必要。
- 質改善に伴う処遇改善分(+3%)の財源を踏まえ、メリハリのきいた設定が必要。
- 現在、実施している「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとすることが考えられるが、質改善の+3%（保育士等処遇改善臨時特例事業は2.85%）の財源を前提とすると、対応の効果が限定的になることが想定される。

[対応パターンの案]

- ①0.7兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在の取組が継続して実施できるようにする。
- ②「保育士等処遇改善臨時特例事業」の加算率をベースとしつつ、一定程度メリハリをつけ、「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分する。

**【個別論点③】 処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み**

**【個別論点④】 キャリアアップに対応した仕組み**

- 論点に関して、以下の観点・取組が重要な要素として示された。
- 勤続年数の延伸には、計画的に賃金水準の維持・向上、職員のキャリアパスの取組が重要。
  - 質改善による処遇改善の効果を発揮・維持するため、下記が加算の必須要件に求められる。
    - ・賃金の改善等に関する計画の策定及び職員への周知、届出
    - ・賃金改善の着実な実施及びその実績の報告
  - 職員のキャリアパスの取組には、施設・事業者において必要な取組が求められる。
    - i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等
    - ii) 資質向上のための計画策定等

**【個別論点⑤】賃金改善等以外の処遇改善について**

○ 以下の観点が示された。

- ④のキャリアパスと関連して、施設・事業において、健康診断の実施等、賃金の改善以外の処遇改善措置及び職員への周知についても求めることとするか。

**【個別論点⑥】行政における対応について**

○ 以下の観点が示された。

- 現行の民改費における対応は、都道府県・政令市・中核市が担っている。  
新制度では、給付・確認の実施主体である市町村で確認・取りまとめた上で、都道府県に集約し、認定する仕組みを基本としてはどうか。

**(1)－2 使途制限等のあり方について**

○ 会計処理、区分経理については、既に以下の通り整理されている。

①会計処理…法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とする。

②区分経理…公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。

○ 上記を前提に、使途制限、指導監督の取扱いについて、以下の論点が示された。

**【個別論点①】使途制限の取扱いについて**

- 施設型給付及び地域型保育給付は、個人給付（法定代理受領）である性格上、使途制限を設けないことを基本としてはどうか。
- 私立保育所に係る委託費は、市町村からの委託に基づき保育の提供に要する費用として支払われる性格に鑑み、現行制度と同様に使途制限を設けることを基本としてはどうか。
- 現行の保育所運営費では、株式会社が配当を行った場合、民改費が公私施設間の職員給与格差の是正等を目的としていることから、対象としていない（配当そのものは禁止していない）。  
一方、新制度において民改費は廃止され、処遇改善等加算として、性格・位置付けを変えたことを踏まえた対応とすべきではないか。

**【個別論点②】指導監督等のあり方について（私立施設）**

- 私立保育所に係る委託費…市町村による指導監督を基本（現行の保育所運営費と同様）。
- 給付費を受領する施設類型…公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を

基本。

※公認会計士等の外部監査を受けた施設は、市町村の会計監査の対象外としてはどうか。

## (2) 利用者負担について

- 「子ども・子育て会議（第 15 回）、同基準検討部会（第 20 回）／平成 26 年 5 月 26 日」資料について、同日の議論を踏まえ加筆・修正された内容が示されるとともに、新たに「利用者負担の運用について（案）：所得階層認定の運用、利用者負担設定に関する経過措置」が提案された。
- 加筆・修正の主な内容は以下の通り。
  - 利用者負担の取扱い…2人目は、示された利用者負担の半額、3人目以降は0円。
  - 推定年収の定義  
教育標準時間認定…夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の大まかな目安（年少扶養控除等廃止時）  
保育認定…夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入）と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映）
  - 低所得世帯等の減免規定の取扱い  
教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置。  
基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。  
（対象世帯）…母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）
- 「利用者負担の運用について（案）」の主な内容は以下の通り。

### (2)－1 利用者負担に係る所得階層認定の運用について

#### ①利用者負担の切り替え時期

- 市町村民税の賦課決定時期が6月→直近の所得状況を反映させる観点から年度途中に切り替え
- 施設・事業者の事務負担、保護者への周知期間等を考慮して9月とする

#### ②税額算定に係る控除の取扱い

- 旧年少扶養控除に係る再算定→新制度では行わない  
ただし、市町村の判断で、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。
- 税額控除→調整控除を除き、反映しない取扱いに統一する

## (2)－2 私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定に関する経過措置（案）について

### ①趣旨・概要

- 新制度の利用者負担は、所得に応じて市町村が定める額を徴収することとしており、これより安い利用者負担額の徴収を認めることは、低価格競争による教育・保育の質の低下を招きかねない。
- しかし、現在、私立幼稚園は、統一的な利用者負担額が設定されておらず、各施設の自由設定に委ねる仕組みとなっている。新制度に移行することで現行より利用者負担が増となる場合、保護者の不利益となり得ることから私立幼稚園の新制度への移行の障壁となる可能性がある。
- 質の低下を招くことのないよう、一定の要件を課した上で、経過措置を講ずることとする。（施行後 5 年経過時点で、経過措置の存続を含め、検討することとしてはどうか。）

### ②対象施設

- 私立幼稚園であって、現在、適正に運営されている園。
- 新制度移行以前の保育料等の額が、新制度に基づく利用者負担額の最も高い額よりも低額又は低額と見込まれる私立幼稚園。

## (3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について

- 前回、子ども・子育て会議（第 16 回）において、「背景及び趣旨」から「市町村行動計画」に関する事項についてポイントが示された。
- 一般事業主関係部分は、労働政策審議会において審議がなされ、特定事業主関係部分は関係府省で検討され、今回会議に報告された。

## (4) その他（子育て支援員（仮称）について）

- 「日本再興戦略（平成 24 年 6 月 24 日閣議決定）」に明記された「子育て支援員（仮称）」について、その目的ほか、「研修制度に関する検討会」の設置について説明がされた。

※「育児経験豊かな主婦等が活躍できるように」と資料に明記されているが、育児経験豊かな主婦に対象を限定する趣旨ではなく、あらゆる地域の人材に参画していただけのような仕組みとする。



● 「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」について

- ・ 第1回を8月4日に開催（予定）。
- ・ 本検討会に専門研修ワーキングチームを置く（放課後児童、社会的養護、地域保育、地域子育て支援の4種）

※時間の関係で、資料説明のみとされたが、委員から「支援員を実際受け入れる現場の委員が参画しないのはいかがなものか」との発言があった。事務局からは、「第1回の検討会は予定通り開催するとして、現場の意見が反映される方策を検討したい」旨の回答がされた。

○ 次回は9月17日（水）開催の予定。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

—今号の目次—

- ・第1分科会、第10分科会の登壇者等が決定～第58回全国保育研究大会（秋田大会）参加申し込み受付中～…………… 1
- ・平成27年予算概算要求が示される～保育対策関係予算概算要求は6,200億円～3
- ・厚生労働省版・雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーンに出席……………4
- ・平成27年度「児童福祉週間」の標語を募集～募集期間は9月1日（月）～10月20日（月）～…………… 5

## ◆第1分科会、第10分科会の登壇者等が決定◆

～第58回全国保育研究大会（秋田大会）参加申し込み受付中～

11月12日（水）～14日（金）に秋田県秋田市で開催します、「第58回全国保育研究大会」につきましては、9月24日（水）締切にてお申込みを受付中です。

6月の開催要項送付時に調整中であった第1分科会登壇者ならびに第10分科会の内容が確定しましたので、以下、各分科会の登壇者と併せてお知らせいたします。皆さまのお申込みをお待ちしております。（第8分科会は、定員に達したため、申込受付を終了しました。）

なお、本内容は、会報『ぜんほきょう』9月号に同封のチラシにおいて、会員保育所にも周知いたします。

【各分科会 テーマ及び登壇者】

○第1分科会「新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～」

助言・指導：同志社大学 教授 うずはし れいこ 埋橋 玲子 氏

○第2分科会「配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて」

助言・指導：筑波大学大学院 教授 あんめ ときえ 安梅 勅江 氏

○第3分科会「保育者の資質向上を図る」

助言・指導：武庫川女子大学 教授 くらいし てつや 倉石 哲也 氏

○第4分科会「地域の子育て家庭への支援の充実にむけて」

助言・指導：大阪総合保育大学 児童保育学部 学部長、教授 おおがた みか 大方 美香 氏

○第5分科会「家庭や地域との連携による食育の推進」

助言・指導：東京家政学院大学 准教授 さかい はるこ 酒井 治子 氏

○第6分科会「子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク」

助言・指導：大阪府立大学 教授 せきかわ よしたか 関川 芳孝 氏

○第7分科会「保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～」

助言・指導：東洋大学 准教授 たかやま しずこ 高山 静子 氏

○第8分科会「子どもの育つ環境づくり ～レオナルドフジタと秋田の文化から学ぶ」

※開催地企画分科会。第8分科会は、お申込が定員に達したため受付を終了しました。

○第9分科会「公立保育所の使命と地域社会での役割」

助言・指導：文教大学 教授 さくらい けいいち 櫻井 慶一 氏

○第10分科会（特別分科会）「子ども・子育て支援新制度とこれからの保育」

【趣旨】平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」の各種基準や幼保連携型認定子ども園教育・保育要領等が取りまとめられ、順次府省令として公布されています。加えて、公定価格の仮単価と利用者負担の考え方がまとめられ、今後、事業者の移行調査が実施される予定であり、各自治体においては、条例の制定、認可・確認事務、保育の必要性の認定事務がすすめられることとなります。このように、新制度の下、保育制度が大きな転換期を迎えています。

また、保育事業を行う多くの社会福祉法人は、平成27年度までに新会計基準への移行が義

務付けられ、財務状況等運営に関する情報開示が求められています。さらに、補助制度や税制等、保育所運営において株式会社等との条件の平等化が求められる中、社会福祉法人のあり方が問われています。こういった状況をふまえ、社会の要請や地域のニーズに応える今後の保育事業運営について、報告およびパネルディスカッションにより協議を深めます。

**【行政説明】**

**「社会福祉法人制度の見直しについて」(仮題)**

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

**【報告】「子ども・子育て支援新制度の概略と今後の事業運営」(仮題)**

全保協 副会長 佐藤 秀樹

**【パネルディスカッション】「子ども・子育て支援新制度とこれからの保育」**

全保協 副会長 佐藤 秀樹

相模原市 相武台新日本保育園 園長 園田 巖 氏

大阪府 保育園平和の園 園長 篠崎 直人 氏

福岡県 わらしこ保育園 園長 武藤 好美 氏

コーディネーター 全保協 副会長 小島 伸也

\*なお、各分科会の会場（施設）は、参加申込状況を踏まえて10月初旬に確定し、全保協ホームページ（<http://www.zenhokyo.gr.jp/>）でお知らせします。参加券等の発送時にもお知らせいたしますが、お手数ながらご確認の程お願い申し上げます。

**ご参考：第58回全国保育研究大会 開催概要**

- 期日 平成26年11月12日（水）～14日（金）
- 会場 「秋田県民会館（〒010-0875 秋田市千秋明德町2-52）」 他、秋田市内
- 参加費 会員：15,000円 会員でない方：20,000円
- 申込 会報「ぜんほきょう」6月号に同封して送付の、「参加・宿泊・交流会・昼食等のご案内」巻末の参加申込書にて、㈱JTB東北法人営業秋田支店へ直接お申込ください。
  - 参加申込書は、全保協ホームページからダウンロードして印刷できます。
  - ⇒ <http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/kensyu.htm>

**◆平成27年度予算概算要求が示される◆**

～保育対策関係予算概算要求は6,200億円～

去る8月26日、厚生労働省は平成27年度予算の概算要求をまとめ、自民党厚生労働部会に示しました。一般会計の総額は31兆6,688億円で過去最大の要求額となり

ました。平成 26 年度当初予算との比較では、年金や医療などの社会保障費の自然増と女性・若者等の活躍推進・健康長寿社会の実現等新しい日本のための優先課題推進枠分の要望により 9,258 億円（約 3.0%）が増額となっています。

平成27年度保育対策関係予算概算要求額は6,200億円で、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大（8万人）を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、「保育士・保育所支援センター」の機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等による保育士確保対策の充実を図る、としています。なお、新規事業として、保育所における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約・分析、事後検証と、インターネット上で、広く顧客を募集している子どもの預かりサービスに係る安全確保業務にかかる予算を要求しています。この他、内閣府において保育緊急確保事業（1,043億円）を概算要求しています（詳細は、付録①をご参照ください）。

また、税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。子ども・子育て支援新制度の施行に伴う公定価格は、消費税増収額が満年度化する平成29年度の数字であることから、平成27年度概算要求では、平成26年度予算額と同額を要求し、消費税増収分を充てる「量の拡充」および「質の改善」に係る所要額については、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する、としています。

平成 27 年度厚生労働省の主な税制改正要望（案）では、子ども・子育て支援新制度の施行にともない、新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずることや、社会福祉法人制度等については、社会福祉審議会福祉部会において見直しの検討が行われており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずること等が税制改正要望（案）の事項として挙げられています。

## ◆厚生労働省版・雇用管理改善（魅力ある職場づくり）

### キャンペーンに出席◆

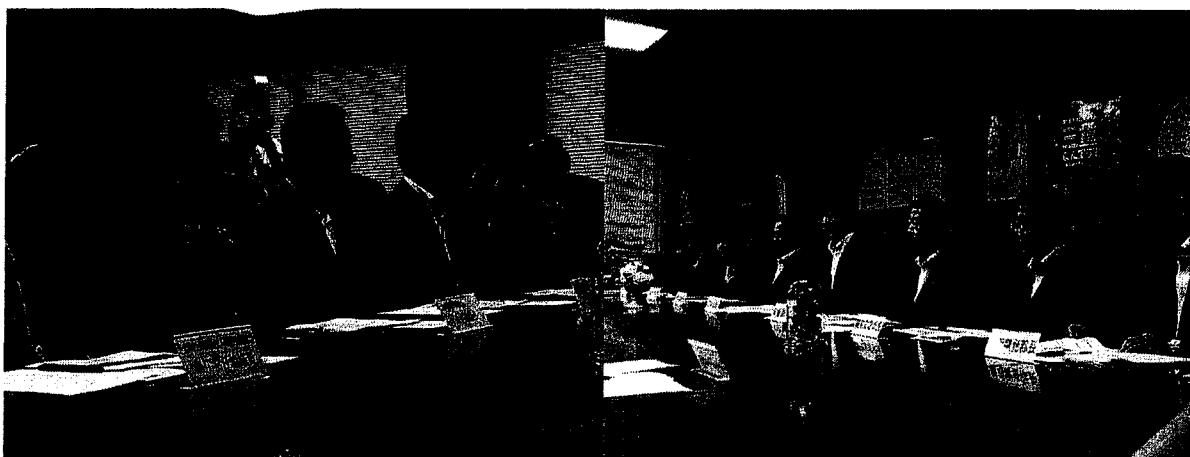
厚生労働省は、人手不足が見られる分野（介護、保育など）において、全国的な雇用情勢の改善（労働力需給の逼迫）や、それぞれの分野での労働需要の高まり等にとともに、一層の人手不足が懸念される状況にあることから、これら分野の人材（担い

手)の確保・育成対策の強化を図るため、「人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議」や「福祉人材確保対策会議」などを本年2月以降相次いで設置し、講ずべき対応方策等について検討を進めています。

こうした中、厚生労働省が、介護・保育分野の関係団体に対し、雇用管理改善に関する周知・啓発を実施し、併せて意見交換を行い、課題解決に向けた方策を話し合う「厚生労働省版・雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン」が実施されています。

当該キャンペーンにおける意見交換が去る8月5日（火）に開催され、全国保育協議会から小島伸也副会長および上村初美副会長（全国保育士会会長）が、厚生労働大臣室を訪れ、田村憲久厚生労働大臣や佐藤茂樹厚生労働副大臣らに保育士不足等の現状を説明すると共に意見交換を行いました。あわせて、田村大臣よりメッセージが手交されました。

田村大臣は、雇用関係のあり方が離職の大きな理由になっていることを挙げ、魅力ある職場づくりに取り組んでいただくことを事業主に求めるとともに、厚生労働省としても雇用管理改善に向けた様々な施策を用意しているので、事業主が活用できる支援施策を最大限に活用し、魅力ある職場づくりを進めていただきたいと話されました（詳細は、付録②、③をご参照ください）。



左写真: 左から上村副会長、小島副会長

右写真: 右から3人目、佐藤副大臣、4人目、田村大臣

## ◆平成 27 年度「児童福祉週間」の標語を募集◆ ～募集期間は9月1日（月）～10月20日（月）～

平成 27 年度の「児童福祉週間」の標語募集が始まります。「児童福祉週間」は、すべての子どもが個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会を目指し、政府と民間団体が、毎年5月5日の「こどもの日」からの1週間を定めたものです。

児童福祉週間には、博物館や科学館の入場料を減免したり、子ども向けイベントや

子育て応援イベントを開催するなどして、国民全体で子どもの健やかな成長を考えようという取り組みが各地で開かれます。

- 標語内容：元気で頑張る子どもたちへの応援や、子どもたちからの未来へのメッセージ
- 応募資格：どなたでも応募できます
- 応募期間：平成 26 年 9 月 1 日(月) ～ 10 月 20 日(月)

応募方法等の詳細は、下記 URL、または「厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014 年 8 月 22 日」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000055278.html>

# 平成27年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成26年度予算) (平成27年度概算要求)  
6,248億円 → 6,200億円

「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

また、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、「保育士・保育所支援センター」の機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等による保育士確保対策の充実を図る。

- (注1) 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げについては、同法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされていることから、平成27年度概算要求では、平成26年度予算額と同額を要求し、消費税増収分を充てる「社会保障の充実」については、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。
- (注2) 金額は厚生労働省における平成27年度概算要求額であり、別途、内閣府において保育緊急確保事業(1,043億円)を概算要求している。

## 1 待機児童解消加速化プランの更なる展開

「待機児童解消加速化プラン」では、平成25・26年度の2年間で約20万人分、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしており、平成27年度概算要求においては、消費税財源も活用しながら以下の事業について概算要求を行う。

1. 民間保育所運営費 458,111 百万円  
保育所運営費負担金

民間保育所における保育の実施に必要な運営費について財政支援を行う。  
(約154万人分)

※ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「量の拡充」及び「質の改善」に係る所要額については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

2. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(一部推進枠) 118,497 百万円  
子育て支援対策臨時特例交付金  
[ 253 百万円 ]  
保育緊急確保事業(内閣府)



待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取り組みを強力に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)(※)による保育所等の整備・改修を推進する。(約8万人分)

- ・ 保育所緊急整備事業(※)
- ・ 賃貸物件による保育所整備事業(※)
- ・ 小規模保育設置促進事業(※)
- ・ 幼稚園預かり保育改修事業(※)
- ・ 認可化移行改修等事業(※)
- ・ 家庭的保育改修等事業(※)
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)

※ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる保育所等の整備を推進するための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。(23,490百万円)

※ 上記(118,497百万円)とは別に、保育所整備の促進のため、土地所有者と法人のマッチングを行う経費(3億円)については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

### 3. 保育の量拡大を支える保育士の確保

6,055 百万円

子育て支援対策臨時特例交付金

[ 31,161 百万円 ]

保育緊急確保事業(内閣府)

「保育士・保育所支援センター」の機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施するほか、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けた保育士の資格取得支援等により保育士確保対策の充実を図る。

#### ○ 保育士確保対策

- ・ 保育士・保育所支援センターの設置・運営(機能強化) (一部新規)
- ・ 職員用宿舍借り上げ支援

#### ○ 保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・ 認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援
- ・ 保育士養成施設入学者への修学資金貸付
- ・ 幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援
- ・ 保育所等の保育従事者への保育士資格取得支援
- ・ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援

※ 上記(6,055百万円)とは別に、保育士の処遇改善(275億円)、保育体制の強化(36億円)に必要な経費については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

#### 4. 小規模保育などの運営費支援

[ 24,082 百万円 ]

保育緊急確保事業（内閣府）

子ども・子育て支援法の附則に基づき、新制度への円滑な移行を見据えて、小規模保育、家庭的保育などの運営費を確保するとともに、利用者の身近な場所で教育・保育施設等の利用に当たっての相談支援等を行う事業を実施する。

- ・小規模保育運営支援事業
- ・幼稚園における長時間預かり保育事業
- ・認定こども園事業
- ・家庭的保育事業
- ・利用者支援事業

※ 上記の経費（241億円）については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

#### 5. 認可を目指す認可外保育施設への支援

363 百万円

子育て支援対策臨時特例交付金

[ 12,631 百万円 ]

保育緊急確保事業（内閣府）

認可外保育施設が認可保育所または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

※ 上記（363百万円）とは別に、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対する運営費支援等に必要な経費（126億円）については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

#### 6. 事業所内保育施設への支援

5,139 百万円

労働保険特別会計

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

## 2 多様な保育の提供等

### 1. 延長保育促進事業

23,915 百万円

年金特別会計

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。(62.4万人分)

※ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「量の拡充」及び「質の改善」に係る所要額については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

### 2. 病児・病後児保育事業

5,196 百万円

年金特別会計

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型	延べ200万人
体調不良児対応型	898か所
非施設型(訪問型)	15か所

※ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「量の拡充」及び「質の改善」に係る所要額については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

### 3. 休日・夜間保育事業

838 百万円

年金特別会計

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業	12万人
夜間保育推進事業	280か所

※ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う給付体系の見直しについては、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

#### 4. 一時預かり事業

[ 9,548 百万円 ]

保育緊急確保事業（内閣府）

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

※ 上記の経費（95億円）については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

#### 5. 新規参入施設への巡回支援事業

[ 426 百万円 ]

保育緊急確保事業（内閣府）

新規参入事業者に対し、事業開始後、各市町村において保育士経験者等を活用し、事業運営や地域連携等に関する巡回支援（立ち上げ支援）を行う事業を推進する。

※ 上記の経費（4億円）については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

#### 6. その他の保育の推進

1,038 百万円

年金特別会計

子育て支援対策臨時特例交付金

[ 1,200 百万円 ]

保育緊急確保事業（内閣府）

##### (1) 事故情報の集約・分析（新規）

( 11 百万円 )

保育所における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、分析、事後検証等を実施する。

##### (2) 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務（新規）

( 7 百万円 )

インターネット上で、広く顧客を募集している子どもの預かりサービスについての情報の把握等を実施する。

##### (3) その他の保育

( 1,020 百万円 )

保護者の就労形態（パート就労等）に対応し、週2～3日程度、保育所において就学前児童を保育する特定保育事業、保育所分園の運営に係る特別な経費を補助する保育所分園推進事業等を推進する。

※子ども・子育て支援新制度の施行に伴う給付体系の見直しについては、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。

※ 上記（1,038百万円）とは別に、山間地、離島等のへき地保育所の運営に要する経費（12億円）については、内閣府において保育緊急確保事業として概算要求。

## (参考1) 待機児童解消加速化プランについて

- 平成25、26年度の2年間に約20万人分、平成29年度末までに合わせて約40万人分の保育の受け皿確保を目指し、待機児童解消に向けた地方自治体の取組を強力に支援していく。
- 平成27年度から平成29年度までの3年間についても、約20万人分の保育の受け皿を確保することとなるが、平成27年度概算要求では、待機児童の解消に向け、これまで自治体に取り組んできた保育所等の整備が継続できるよう必要額を要求。
- なお、平成27年度概算要求では、「税制抜本改革に伴う社会保障の充実、消費税率の引上げに伴う支出の増の取扱いについては、税制抜本改革法附則第18条に基づく判断を踏まえた上で、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえ、予算編成で検討。」とされている。
- このため、子ども・子育て支援新制度の先取りとして実施している小規模保育事業等の受け皿の確保に向けた所要額の確保については、予算編成過程で検討していく。

### 支援のパッケージ ～5本の柱～

#### 1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

- \*の事業は、プランに参加する場合、補助率嵩上げを暫定的に実施  
補助率嵩上げについて財政力要件を暫定的に撤廃
- \*○保育所緊急整備事業
- \*○賃貸物件を活用した保育所整備事業
- \*○小規模保育設置促進事業
- \*○幼稚園預かり保育改修事業
- \*○家庭的保育改修事業
- 認定こども園整備費      ○民有地マッチング事業

#### 2. 保育を支える保育士の確保【ヒト】

##### [保育士確保施策]

- 保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援
- 「保育士・保育所支援センター」の設置・運営
- 再就職前研修の実施      ○職員用宿舎借り上げ支援
- 保育体制の強化  
保育に係る周辺業務に多様な人材を活用し、保育士の業務負担軽減を図る

##### [保育士の資格取得と継続雇用の支援]

- 認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援
- 修学資金貸付
- 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援  
幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得を支援し、通常の保育士養成よりも短い期間で保育士を確保し、取得後の就業継続を図る
- 保育所等従事者の保育士資格取得支援  
保育所等従事者の資格取得を支援し、資格取得後における就業継続や安定的な保育士確保・人材育成を図る

##### [保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者の資格取得]

- 新制度において保育教諭となることが見込まれる者の資格取得を支援し、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図る

##### [保育士の処遇改善]

- 保育士の処遇改善

#### 3. 小規模保育事業などの運営費支援

##### [運営費支援]

- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下の施設)への運営費支援
  - グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援
  - 幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援
  - 認定こども園事業
  - 家庭的保育事業
- ##### [利用者支援]
- 利用者支援事業

#### 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

##### [整備費支援]

- \*○改修費、賃借料等

##### [運営費支援]

- 一定程度の基準を満たした施設への運営費支援

##### [移行費支援]

- 認可化移行可能性調査費
- 移転費用、仮設費用等
- 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】

#### 5. 事業所内保育施設への支援

- 助成要件を緩和

## (参考2) 加速化プランに基づく受入増加数について

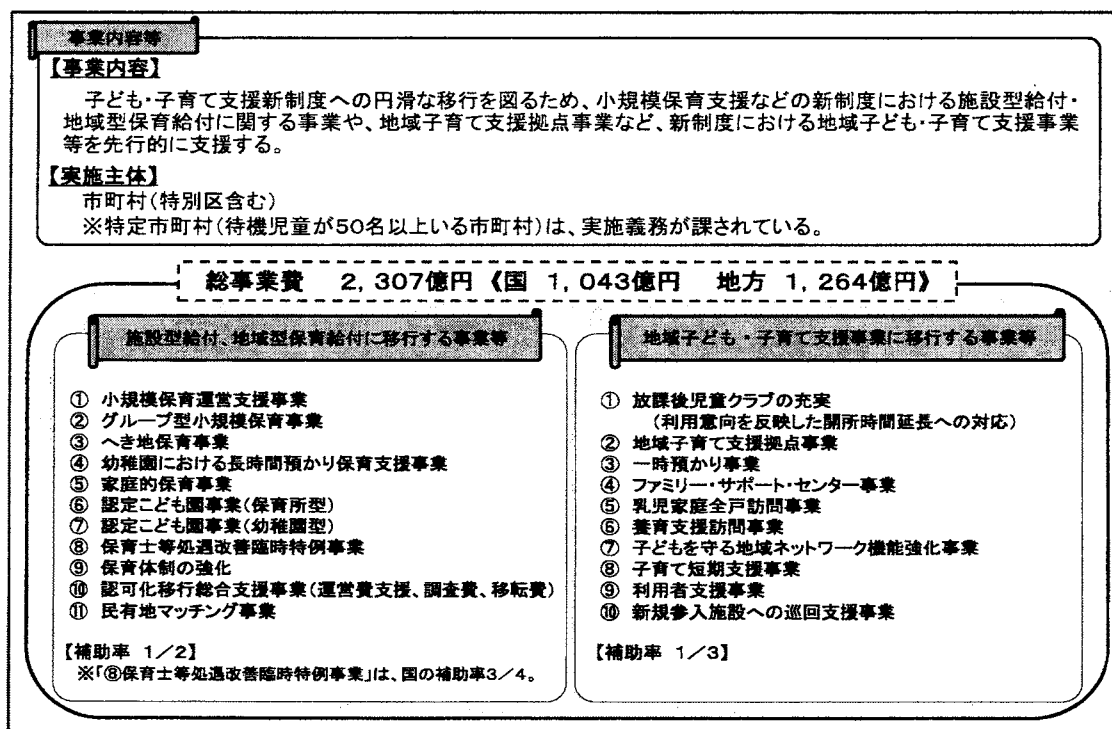
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計
加速化プランに基づく受入増加数	+10万人	+10万人	+8万人	+7万人	+5万人	+40万人
認可保育所	+6.8万人	+7.2万人	+5.5万人	-	-	+27万人
認可保育所以外 (小規模保育事業など)	+3.2万人	+2.8万人	+2.5万人	-	-	+13万人

※平成27～29年度末までに約20万人としている加速化プランの整備目標については、各自治体が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる保育整備量の全国集計値を踏まえ、予算編成過程で必要な見直しを行う場合がある。

## (参考3) 保育緊急確保事業について

(平成26年度予算) (平成27年度概算要求)  
1,043億円 → 1,043億円

※ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「量の拡充」及び「質の改善」に係る所要額については、平成27年度における消費税増収分の動向等を踏まえて、予算編成過程で検討。



平成 26 年 8 月 5 日

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 万田 康 殿

## 保育人材確保のための 『魅力ある職場づくり』に向けて

保育所の待機児童解消に向けて、「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量の拡大を図る中、平成 29 年度末には保育士が約 7.4 万人不足することが見込まれています。さらに、最近では、雇用失業情勢が改善を続ける中、人手不足感がますます広がってきており、景気好転により、人材が保育分野から他分野へ流出することも懸念されています。

保育人材の確保に向けて、今、まさに、国全体で総力を挙げて取り組むことが求められています。

厚生労働省においては、保育現場における保育士確保を支援するため、平成 24 年度補正予算以降、保育士の処遇改善や潜在保育士の再就職支援等に積極的に取り組んでいるところです。

また、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、年内を目途に、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を把握した上で、保育士の目標確保数とスケジュールを明らかにし、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定することとしています。

厚生労働省としても、保育士確保対策の着実な実施に向けて最大限の努力をしてまいります。

喫緊の課題である保育人材の確保のためには、ありとあらゆる

る取組を総動員していく必要があります。現下の状況で、人材確保に取り組むに当たっては、雇用管理を改善し、『魅力ある職場づくり』を進めていくことが必要不可欠です。そのためには、保育事業主の皆様の御努力が極めて重要です。

厚生労働省としても、保育事業主の皆様の雇用管理改善に向けた施策を様々、御用意しております。さらに、こうした施策の更なる拡充も、検討を行ってまいります。

保育事業主の皆様におかれても、こうした施策を最大限御活用いただきつつ、是非とも、雇用管理改善、『魅力ある職場づくり』を進めていただきたいと思います。

来年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度による子育て支援策の充実に、厚生労働省としても、最大限の努力をしてまいります。保育事業主の皆様も、雇用管理改善をはじめ、あらゆる取組を総動員していただき、喫緊の課題である「保育人材の確保」という問題の解決に向けた第一歩を、ともに踏み出していきたいと考えております。

厚生労働大臣  
田村憲久

厚生労働副大臣  
佐藤茂樹



## 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）キャンペーン

【介護・保育分野などにおける人材確保対策に、国をあげて取り組んでいくため、厚生労働大臣・副大臣から、関係団体に対し、雇用管理改善に関する周知・啓発を実施。併せて、意見交換を行い、課題解決に向けた方策を話し合う。】

● 人材不足分野における人材確保のためには、**各分野の『魅力ある職場づくり』が不可欠**。このためには、**国の対策だけでなく、事業主自らも、雇用管理改善に主体的に取り組んでいくことが重要**。

### 問題意識

- 労働力人口の中長期的な減少に加え、雇用失業情勢が改善し、労働力需給が逼迫していく中で、**今後、人材不足問題は、一層、深刻化していくことが懸念**される。
- 政策的要請の高い分野をはじめ、『**雇用の質**』の改善を図ることにより、**人材確保につなげることが必要**。雇用情勢が改善しつつある**今が、それを推進すべきタイミング**。
- **介護・保育分野**などにおける人材確保は**喫緊の課題**であり、**国をあげて取り組む機運**を盛り上げていくことが必要。

### 厚生労働省版・雇用管理改善キャンペーンの実施

介護・保育分野を中心に、厚生労働省が、これらの分野の関係団体に対し、雇用管理改善に関する周知・啓発を実施。併せて、意見交換を行い、課題解決に向けた方策を話し合う。

- 【対象分野】 介護(障害を含む)・保育  
【具体的内容】 ①厚生労働大臣から談話  
②厚生労働大臣・副大臣等と関係団体との意見交換

# 都道府県労働局における啓発運動の実施

参考

人手不足対策

各都道府県労働局が中心となって、地域の経営者団体や主要事業所を直接訪問し、現状に対する認識の共有や各種支援メニューの紹介・活用促進等を行う

- ① 人材不足分野における雇用管理改善に係る啓発運動
  - ② 非正規雇用労働者の正社員転換等を促進するための啓発運動
- を実施し、各団体・事業所による自発的・積極的な取組の気運醸成を図る。

## ① 人材不足分野における雇用管理改善促進

### 【趣旨目的】

- 雇用情勢の改善等に伴い、人材不足問題の深刻化が懸念される分野(業界)に対して、雇用管理改善の取組を促し、雇用管理改善を通じた採用・定着の改善を図る。

### 【働きかけの対象】

- 介護、保育及び建設並びに都道府県内において特に人材不足の問題が深刻化していると判断される分野(ただし、看護分野は除く)の地域団体や主要事業所

## ② 非正規雇用労働者の正社員転換等促進

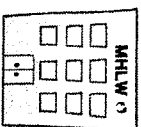
### 【趣旨目的】

- 雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、正社員雇用の拡大を図るとともに、正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換を促進する。

### 【働きかけの対象】

- 全産業分野を傘下とする地域の事業主団体・主要事業所等(宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス・娯楽業等に非正規雇用労働者が多い現状等に留意)

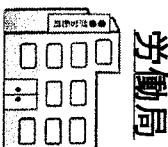
職業安定局長  
通達等の発出



キャンペーン  
実施指示

厚生労働省

実施方針の報道発表  
により周知・広報

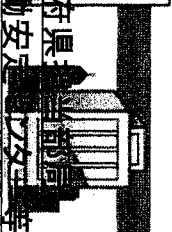


労働局



必要に応じて  
連携・協力依頼

おおむね9月末までに  
訪問等による啓発運動実施



必要に応じて  
訪問に同行等

※但し、①雇用管理改善促進について、介護及び保育分野に係る団体・事業所訪問は、本省で実施予定の働きかけ実施後

業界団体  
主要事業所等



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・与党税制協議会ヒアリングに保育三団体が出席～消費税の軽減税率制度について  
意見交換～ …………… 1
- ・「子ども・子育て支援新制度認定こども園向け全国説明会」の追加開催が決定… 3
- ・厚生労働省 労働災害のない職場づくりのためのリーフレットを作成 ……… 4

## ◆与党税制協議会ヒアリングに保育三団体が出席◆

### ～消費税の軽減税率制度について意見交換～

去る8月29日（金）、与党税制協議会（座長／野田毅衆議院議員〔自民党〕、座長代理／斉藤鉄夫衆議院議員〔公明党〕）が開催され、消費税の軽減税率制度について、保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）へのヒアリングが行われました。全保協からは、万田康会長、佐藤秀樹副会長が出席しました。

消費税の軽減税率制度については、平成26年度与党税制改正大綱において『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」旨が決定されており、それに基づき検討がすすめられていることから、今回のヒアリングが実施されたものです。

保育三団体協議会は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行にむけて、消費税財源からの7千億円を除く3千億円超の財源確保の目途が立っていない状況のなか、軽減税率の導入によりこれまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの影響、さらに将来世代への国民負担の先送りなどが生ずることへの懸念を示しました。

## 軽減税率制度について

### 1. はじめに

社会保障と税の一体改革において、消費税の使途として年金、医療、介護に加え少子化対策が明記されたことに改めて感謝を申し上げます。また、政府与党一丸となって国家財政健全化に向け、不断の努力を重ねられておられることに対し深甚なる敬意を表します。

### 2. 人口減少・超高齢化社会について

我が国は、今後訪れる未曾有の超少子高齢化社会への対応が国家的な課題であり、政府の「骨太の方針2014」や全国知事会における少子化「非常事態宣言」の採択などにおいて、人口減少・超高齢化社会への切迫した危機感が示されています。

### 3. 子ども・子育て支援新制度の施行を目前に控えて

上記の課題を踏まえ、保育分野では7千億円の消費税財源を含む1兆円超の公費の追加を前提として、約40万人分の保育の受け皿を確保するための「待機児童解消加速化プラン」の推進や、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行など少子化対策の拡充に向け全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることであります。

しかし、消費税財源以外の3千億円超の財源の確保については現時点では全く目処が立っておらず、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて大きな不安を抱えております。このような中で、軽減税率の導入によりこれまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの影響、ひいては将来世代への国民負担の先送りなどが生ずることに大変不安を感じております。

### 4. 更なる少子化対策の抜本的な拡充について

現在の我が国の少子化対策等に対する家族関係給付は、対GDP比で約1%ですが、少子化を克服したフランス、スウェーデンでは対GDP比3~4%の財政が投入され保育や子育て環境の整備が行なわれ合計特殊出生率も人口置換水準である2前後にまで改善されております。

我が国政府の動きとしては、森少子化対策担当特命大臣の下に設置された「少子化危機突破タスクフォース」が5月に取りまとめた提言においては、今後の少子化対策に向けて、「政府を挙げた抜本的な少子化対策を目指すとともに、併せて、家族関係給付について、まずは現在の対GDP比の倍に当たる2%を目指す。」とされております。また、「骨太の方針2014」では人口の急減・超高齢化の克服に向けて子育てしやすい環境を実現する

ためあらゆる手段を尽くす旨の決意が示されております。

今後、人口の高齢化による社会保障費の増大は避けて通れません。そのような中で高齢化社会を支える若い活力を確保することが負のスパイラルとも言うべき人口減少社会を克服する絶対条件であり、少子化の克服に向けて一時の猶予もありません。

現在消費税財源として予定されている7千億円だけでは少子化を克服することは困難であり、更なる抜本的な少子化対策のために大幅な追加財源の投入による施策の拡充が必要であると考えます。

#### 5. 世代間の負担の公平性への配慮等について

このような中で、当然のことながら景気への配慮や生活に困っている人への配慮は重要なことではありますが、一方、今後、高齢化により社会保障費が増大することは避けて通れないことについても直視する必要があります。予定された財源に不足が生じて次世代への負担の先送りや、社会保障の後退に繋がることにも大きな不安を抱いております。また、我が国が抱える1千兆円を超える長期負債が、今後も増大し続け今の子ども達や今後生まれてくる子ども達に負担が及ぶことも危惧されるところであります。世代間の負担の公平性についても十分な配慮が必要であると考えます。

平成26年8月29日

社会福祉法人 日本保育協会  
理事長 大谷 泰夫  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会  
会長 万田 康  
公益社団法人 全国私立保育園連盟  
会長 近藤 道

与党税制協議会

座長 野田 毅 様

座長代理 斉藤鉄夫 様

## ◆「子ども・子育て支援新制度認定こども園向け全国説明会」追加開催が決定◆

去る8月28日、内閣府による「子ども・子育て支援新制度 認定こども園向け全国説明会」が東京都内において開催されました（全保協ニュースNo.14-07にて既報）。

定員 200 名に対して、数倍の参加応募があったことを受けて、本説明会が追加開催されることとなりました。

#### [開催概要]

○子ども・子育て支援新制度 認定こども園向け全国説明会〔内閣府〕  
【日時】 平成 26 年 9 月 18 日（木） 13:00～17:00（12:00 開場）  
【申込期限】 平成 26 年 9 月 9 日（火） 17:00 必着  
【場所】 日本消防会館（ニッショーホール）  
住所：東京都港区虎ノ門 2-9-16  
【対象】 認定こども園事業者等（認定こども園への移行をお考えの事業者を含みます。）  
【お問い合わせ】 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
認定こども園向け全国説明会受付係  
TEL：03-5253-2111（代表）

※内容は、平成 26 年 8 月 28 日（木）の同説明会（第 1 回）と同じものを予定しています。

※要予約／定員 740 名／参加無料

※平成 26 年 8 月 28 日（木）の説明会にお申込みいただいたにも関わらず、ご参加いただけなかった皆さまを優先的にご案内します。

お申込みは、下記入力フォームから申し込むことができます。

\*入力フォーム：<http://www8.cao.go.jp/souki/move/shoushi/06.html>

なお、8 月 28 日（木）に行われた会議の様（動画）および配布資料は、内閣府ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/setsumeikai/h2608/zenkoku\\_info.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/setsumeikai/h2608/zenkoku_info.html)

## ◆厚生労働省 労働災害のない職場づくりのための リーフレットを作成◆

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課では、平成 26 年度上半期における、労働災害の増加をふまえ、労働災害のない職場づくりに向けて、第 3 次産業の事業場向けのリーフレットを作成しました。

労働災害において、4 日以上仕事を休まなければならない災害は、年間約 12 万件あ

り、この内4割以上の災害は、社会福祉施設、飲食店、小売業などの「第3次産業」で発生していることから、第3次産業の職場への安全の担当者（安全推進者）の配置と職場での安全活動の活性化を促進しているものです。

リーフレットの内容は、労働災害の事例、労働災害の発生状況と原因、労働災害を防止するための取り組み、安全活動の内容と取り組み方法等により構成されています。保育所における安全管理体制の充実と安全活動の活性化にご活用ください。

※リーフレットは、「厚生労働省ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生」からご覧いただけます。

また、下記よりダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195.html>